

# 周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員 募 集 案 内

令和8年7月23日をもって、周南市農業委員会（以下「委員会」といいます。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の任期が満了することから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（令和5年周南市農業委員会規則第1号）の規定に基づき、推進委員候補者の推薦の求め及び募集（以下これらを「募集」といいます。）を行います。

## 1 募集の内容

### （1） 募集人数

32人

### （2） 募集する担当区域等

区域	主な範囲	募集人数
第1区 徳山・大津島	徳山、大津島	1人
第2区 久米	久米、譲羽	1人
第3区 櫛浜・鼓南	櫛ヶ浜、栗屋、大島、給島	1人
第4区 夜市	夜市	1人
第5区 戸田	戸田	1人
第6区 湯野	湯野	1人
第7区 四熊1(東部)	四熊(東部)	1人
第8区 四熊2(西部)	四熊(西部)	1人
第9区 下上・小畠	下上、小畠	1人
第10区 菊川	上村、川曲、中野、川上	1人
第11区 大向	大向	1人
第12区 大道理	大道理	1人
第13区 長穂	長穂、勘地	1人
第14区 須々万1(北部)	須々万奥、須々万本郷(東側の一部)	1人
第15区 須々万2(南部)	須々万本郷(第14区を除く。)	1人
第16区 中須1(中須南)	中須南	1人
第17区 中須2(中須北)	中須北	1人
第18区 須金	須万(徳山)、金峰(徳山)	1人
第19区 富田・福川	富田、福川	1人
第20区 和田1(北部)	高瀬、夏切、塙	1人
第21区 和田2(南部)	米光、馬神	1人
第22区 八代	八代	1人
第23区 高水	清尾、樋口、原、高水原	1人
第24区 呼坂	呼坂、奥関屋、熊毛中央町、呼坂本町	1人
第25区 大河内	大河内、中村、新清光台、清光台町	1人
第26区 安田	安田	1人

第27区	小松原	小松原	1人
第28区	鹿野1(北部)	大潮、鹿野中(中津)、巣山(清涼寺)	1人
第29区	鹿野2(東部)	鹿野上(渋川、石ヶ谷、堤、田尻)	1人
第30区	鹿野3(中心部)	鹿野上(第29区、第31区を除く。)、鹿野中(柏原、錦川東側)	1人
第31区	鹿野4(南東部)	鹿野上(奥大町)、鹿野下(山村広場より北側)、須万(第18区を除く。)、金峰(第18区を除く。)	1人
第32区	鹿野5(南西部)	鹿野中(第28区、第30区を除く。)、鹿野下(第31区を除く。)、巣山(第28区を除く。)	1人

※ 詳しい担当区域の範囲は、委員会事務局にお問い合わせください。

### (3) 任期

委員会が委嘱する日(令和8年7月24日以降の日)から令和11年7月23日まで

### (4) 身分

周南市の特別職の非常勤職員

### (5) 報酬

月額 31,000円

※ このほか農地等の利用の最適化の推進に係る活動の実績により能率給(年額 558,000円以内)が支給される場合があります。

## 2 主な職務内容

- (1) 担当区域内の農地に係る利用状況調査
- (2) 担当区域における農地等の利用の最適化の推進に係る日常的な現場活動(農地パトロール、農業者等への農地の利用意向の調査や、地域での話し合い、農業者との調整等)
- (3) 農地利用の集積・集約化業務
- (4) 委員会の委員(以下「農業委員」といいます。)と連携した農地等の利用の最適化の推進
- (5) 委員会からの求めに応じ委員会の総会(以下「総会」といいます。)に出席してのその活動についての報告や推進委員からの申出により総会に出席しての担当区域内の農地等の利用の最適化の推進についての意見陳述
- (6) 農地等利用最適化推進指針や農地等利用最適化推進施策に関する意見の作成での意見具申

農地等の利用の最適化の推進とは、  
① 担い手への農地利用の集積・集約化  
② 遊休農地の発生防止・解消  
③ 新規参入の促進  
による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。

※ 任期中には、担当業務が効率的・効果的に行えるよう、業務アプリを搭載し、通信機能やGPS機能を備え、写真撮影ができるタブレット端末を貸与します。

### 3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

### 4 推薦及び応募の方法

所定の提出書類（推薦書・申込書）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、委員会事務局まで提出してください。なお、提出書類には自署又は記名押印を必要とするため、ファックス又は電子メールでの提出は受け付けていません。

#### (1) 提出書類

- ア 個人による推薦 …… 【様式第1号】農地利用最適化推進委員候補者推薦書  
(個人推薦用)
- イ 団体による推薦 …… 【様式第2号】農地利用最適化推進委員候補者推薦書  
(団体推薦用)
- ウ 応募 …… 【様式第3号】農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

#### (2) 募集案内及び提出書類（推薦書・申込書）の入手方法

募集案内及び提出書類（推薦書・申込書）は、周南市ホームページからダウンロードできるほか、次の窓口にも備え付けています。なお、窓口では、令和8年2月2日(月)から配布します。

- ・周南市農業委員会事務局（市役所本庁舎3階⑧番窓口）
- ・各総合支所及び各支所

#### (3) 募集の期間（提出書類の受付期間）

令和8年2月2日（月）から令和8年3月2日（月）まで【必着】

※ 提出書類を持参される場合は、周南市役所開庁時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）に提出してください。

※ 提出書類を郵送される場合は、必ず締切期日までに届くようにしてください。

※ 募集の状況によっては、募集の期間を延長する場合があります。延長した場合には、周南市ホームページにてお知らせします。

### 5 推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報の公表

法令に基づき、募集の期間の中間及び終了後に、推薦をした者（以下「推薦者」といいます。）、推薦を受けた者（以下「被推薦者」といいます。）及び応募した者（以下「応募者」といいます。）に関する次の情報を公表します。

- (1) 推薦又は応募する担当区域
- (2) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者（団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (4) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が当該被推薦者を別途募集する農業委員に推薦をしているか否かの別、又は応募者が農業委員に応募しているか否かの別
- (7) その他委員会が必要と認める事項

## 6 選定方法等

周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、書類審査（必要に応じて面接、関係者の意見聴取その他適当と認める方法により審査）により被推薦者及び応募者の評価を行い、意見を集約し、委員会に報告します。

委員会は、その評価及び意見を受けて推進委員候補者を決定し、総会における議決を経て、推進委員として委嘱しますが、選定の結果は、委員会が推進委員候補者を決定した後、推薦者（個人推薦はその代表者）、被推薦者及び応募者に文書で通知します。

## 7 注意事項

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 提出された書類に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。
- (4) 農業委員の被推薦者及び応募者についても、推進委員に申し込むことはできますが、兼任することはできません。

## 8 その他

推進委員と連携して委員会の業務を行う農業委員を別途募集しています。

詳細については、周南市産業振興部農業振興課や各総合支所、各支所で配布する募集案内や周南市ホームページ等をご覧ください。

## 9 書類の提出先及び問合せ先

周南市農業委員会事務局 （市役所本庁舎3階⑧番窓口）

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

電話 0834-22-8574

Fax 0834-22-8575

メール nogyo@city.shunan.lg.jp

周南市ホームページ <http://www.city.shunan.lg.jp>